

成蹊大学アカデミックサポート指導補助員に関する規則

制 定 2025年9月3日
大 学 評 議 会

（趣旨）

第1条 この規則は、成蹊大学（以下「本学」という。）の大学11号館ラーニングコモンズアカデミックサポートセンター（以下「ASC」という。）及び授業において実施される教育の効果を高め、かつ教育支援活動等を通じて学生相互の成長を図ることを目的として設ける「アカデミックサポート指導補助員（Academic Support Tutorial Assistant。以下「ASTA」という。）制度」に関し必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この規則における「ASTA」とは、ASC及び本学の授業を中心とした教育活動において、教員の監督下における学生に対する指導、授業運営支援等の教育活動に必要な補助業務（以下「教育補助業務」という。）を、専門的な知識及び技能に基づいて行う指導補助員をいう。

（就業規則の適用）

第3条 ASTAは、成蹊学園アルバイト就業規則の適用を受ける。

（種別及び業務内容）

第4条 ASTAの種別は次の各号に掲げるとおりとし、ASCにおけるアカデミック・インストラクターの教育活動を支援すること及びアカデミック・インストラクターによる監督のもとで当該各号に規定する業務に従事することを業務内容とする。

（1）日本語ライティング担当ASTA（以下「J-ASTA」という。） 日本語ライティングの個別相談

（2）ICTスキル担当ASTA（以下「I-ASTA」という。） PCソフトウェア操作、プログラミング技能その他のICTスキルに関する個別相談及びICTスキルと関連性の高い授業における教育補助業務

（ASTAの条件）

第5条 ASTAは、本学の学部又は大学院に在籍する者（ただし、正規学生に限る。以下同じ。）で、本学におけるアカデミックサポートの役割及び関連する教育の趣旨を理解し、業務遂行の意欲のある者を対象とする。

（資格取得の申請）

第6条 J-ASTA又はI-ASTAの資格取得を希望する者は、所定の願書を学長に提出するものとする。

（有資格者の決定）

第7条 学長は、前条の願出を行った者のうちから、書類審査、所定の講習の受講状況等を勘案し、J-ASTA又はI-ASTAの有資格者を決定する。

（配置の決定）

第8条 J-ASTAの配置及び授業科目への配置を除くI-ASTAの配置は、高等教育開発・支援センター所長（以下「所長」という。）が決定する。

2 授業科目へのI-ASTAの配置は、当該授業担当者の申請に基づき所長が作成した配置計画により、決定する。

（I-ASTAを授業に配置する場合の授業科目）

第9条 I-ASTAを配置することのできる授業科目は、履修学生全員が情報機器を使用し、かつ、ICTを活用したアクティブ・ラーニングの要素を含む全学共通科目のうち、学長が特に認めた科目とする。

（I-ASTAを授業に配置する場合の申請）

第10条 I-ASTAの授業配置を希望する者（以下「申請者」という。）は、所定の申請書を学長に提出するものとする。この場合において、業務を行うに当たり一定の業務経験又は一定の授業科目

の単位を修得済みであることが必要な場合は、申請者は、配置する I - A S T A 有資格者の範囲を指定して申請することができる。

（採用の上申）

第 1 1 条 前条の申請に基づき、I - A S T A 有資格者のうちから申請者が希望する業務を行うことができると学長が判断した者を理事長に上申する。

（雇用期間及び勤務条件）

第 1 2 条 A S T A の雇用期間は、1 年とする。ただし、年度の途中から雇用を開始した場合の雇用期間終了日は、当該年度末とする。

2 A S T A の勤務時間は、J - A S T A 及び I - A S T A の種別ごとに 1 週 10 時間以内とし、総勤務時間は、種別ごとに 200 時間を超えないものとする。

（給与）

第 1 3 条 A S T A の給与の支給額は、勤務実績により算出する。

（研修の実施）

第 1 4 条 本学は、A S T A に対し、教育補助業務の改善及び充実を図るために必要な研修を行うものとする。

（オープンバッジの発行）

第 1 5 条 A S T A の教育支援活動を通じた A S T A の成長の過程を可視化し、かつ、到達したレベルを証明するため、A S T A としての勤務実績が所定の基準をみたした者に対してオープンバッジを発行する。

2 A S T A に対するオープンバッジの発行基準については、別に定める。

（資格の取消し）

第 1 6 条 学長は、A S T A 有資格者について、与えられた役割に対して不適切又は学生の本分にふさわしくないと判断される行為が認められたときには、A S T A の資格を取り消すことがある。

（事務の所管）

第 1 7 条 A S T A に関する事務は、高等教育開発・支援センター教育開発・支援課が所管する。

（規則の改廃）

第 1 8 条 この規則の改廃は、理事長との協議の上、大学評議会の議を経て、学長が行う。

附 則（略）